

# わいわいネット株式会社 ケーブルテレビ契約約款

わいわいネット株式会社(以下「わいわいネット」という)と、わいわいネットが行う業務の提供を受ける者(以下「加入者」という)の間に結ばれる契約は、次の条項によるものとします。

## (わいわいネットの行う業務)

第1条 わいわいネットは業務区域内の加入者に対し、次の業務を提供します。

- ・ (1) 自主放送と再送信を有線により放送する業務。
- ・ (2) 前号の規定に付帯する業務。

## (加入契約)

第2条 加入契約は、引込むケーブル毎に行うものとします。

2. 加入者はあらかじめこの約款を承認の上、別に定める様式の加入契約書(以下「契約書」という。)に必要事項を記入提出し、わいわいネットが受理したとき加入契約は成立します。

## (加入金)

第3条 わいわいネットから業務の提供を受けようとする場合は、次により加入金を支払うものとします。

- ・ (1) 加入者1世帯若しくは1棟につき、33,000円(消費税込み、うち消費税額3,000円)とします。
- ・ (2) 加入金は、契約書を提出するとき全額支払うものとします。  
但し、分割払いを希望する場合は、別に定める基準によります。

## (V-ONUの貸与)

第4条 V-ONUは、わいわいネットの加入者に契約するケーブル本数に対し必要な台数を貸与します。

## (利用料)

第5条 加入者が、わいわいネットからの業務の提供を受けて支払う利用料については、次の各号によります。

- ・ (1) 引き込むケーブル1本につき月額1,210円(消費税込み、うち消費税額110円)とします。
- ・ (2) ホテル、旅館、寮等の利用料については別に定める基準によります。
- ・ (3) 前各号による当月分の利用料について、当月初めに金融機関の加入者口座から自動振替により支払うものとします。
- ・ (4) 利用料の年払い(前納)を希望される場合は、1ヵ月分割引いたします。又、年度途中で解約を申し出た場合、前納した13,310円を12で除した金額に解約を申し出た翌月以降最終月までの月数を乗じた分を払い戻すものとする。
- ・ (5) 利用料には、NHKの受信料は含まれていませんので、別途納付となります。

## (加入金・利用料等の改訂)

第6条 加入者は、社会情勢の急激な変化、物価の変動、設備の更新、その他の事情によりわいわいネットが第3条に定めるところの加入金、又は第5条に定める利用料、及び第16条に定める名義変更手数料、工事費等を改訂した場合、改訂した金額を支払うものとします。

## (遅滞金)

第7条 加入者が利用料の支払いを期日より遅滞した場合は、1ヵ月2.5%の遅滞金を支払期日の翌日から支払日までの日数について支払うものとします。

## (設置場所の無償使用)

第8条 わいわいネットは施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

## (施設の設置及び費用の負担等)

第9条 わいわいネットの業務に必要な施設の設置工事並びに保守はわいわいネット及びその指定する業者が行います。

2. わいわいネットの幹線の引込端子から保安器又はV-ONUまでの設置に要する工事費用は、加入者が負担しこれを所有します。但し、100mを超える分及び自立柱の建柱、地下埋設等を必要とする場合は、加入者がその費用を負担するものとします。
3. 保安器又はV-ONUから受信機までの配線等施設の設置に要する費用は、加入者が負担しこれを所有します。

## (わいわいネットの保守責任及び免責事項)

第10条 わいわいネットの保守責任範囲は、保安器又はV-ONUの出力端子までとします。

2. 保安器又はV-ONUの出力端子以降の施設及び受信機等に起因する事故が生じた場合があっても、わいわいネットはその責任を負わないものとします。
3. 加入者は、わいわいネット又はわいわいネットの指定する業者が設備の検査、点検、修理等を行うため、加入者の敷地、家屋、構築物等への出入りについて便宜を供与するものとします。
4. わいわいネットは、次の各号に起因する損害については、賠償責任を負わないものとします。
  - ・ (1) 天災地変、暴動、その他不可抗力による場合。
  - ・ (2) わいわいネットの行う業務が正常に伝送されていたにもかかわらず、わいわいネットの責に帰さない理由で伝送路に送信されない場合。
  - ・ (3) わいわいネットのケーブルは、電力柱、NTT柱等に共架又は添架し伝送していますので、ケーブルが切断される等故障、事故が発生し、伝送の中止、休止することがありますが、これによる逸失利益及び復旧等に要する費用。
  - ・ (4) 放送衛星、衛星の機能停止により、受信できない場合。

## (故障)

第11条 わいわいネットは加入者からわいわいネットの提供する業務の受信に異常の申し出があった場合には、これを調査し必要な

措置を講ずるものとします。異常の原因が保安器又は V-ONU の出力端子以降の施設による場合は、その修復に要する費用は加入者の負担とします。

2. 加入者は故意又は過失により、わいわいネットの施設に損傷又は故障を生じさせた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

#### (一時休止・再開)

第 12 条 加入者は、わいわいネットの業務の提供の一時停止を要する場合は、1 ヶ月前までに文書で申し出るものとします。但し、停止期間は最長 1 年間とします。

2. 一時停止の場合、わいわいネットは業務提供の停止をするとともに、保安器又は V-ONU を撤去します。また、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の利用料は無料とします。
3. 加入者は、業務提供の再開を希望する場合は、わいわいネットに文書で申し出るとともに、別に定める再開手数料及び再開をわいわいネットに支払うものとします。

#### (放送内容の変更)

第 13 条 わいわいネットは、放送内容を予告なしに変更する場合があります、それに伴う損害賠償に応じないものとします。

#### (設置場所の変更)

第 14 条 加入者が転居、新築、増改築により受信設備の移転を行う場合は、わいわいネットの業務区域内に限り、その回数に関係なく契約の継続を認めますが、引込及び宅内工事に要する経費はすべて加入者負担によるものとします。

2. 加入者が加入金の納入を要しない賃貸住宅等に入居し、わいわいネットから業務の提供を受けていて退去する場合、前項の規定は適用しないものとします。

#### (名義変更)

第 15 条 次の場合には、わいわいネットの承認を得て加入者の名義を変更することができるものとしますが、名義変更しようとする新加入者は、わいわいネットの定める届書により手続きをするものとします。

- ・ (1) 相続の場合。
  - ・ (2) 新加入者が加入の契約に定める旧加入者の受信設備の設置場所又は変更後の設置場所において、わいわいネットの業務提供を受けることについての旧加入者の権利及び業務を継承する場合。
2. 前項の規定による名義変更をする新加入者は、別に定める名義変更手数料をわいわいネットに支払うものとします。

#### (加入者の禁止事項等)

第 16 条 加入者は、わいわいネットに無断で施設を改変し、増設工事を行い又は施設に加入者の受信設備以外の施設を相互に接続して、わいわいネットが業務を提供するために必要な施設を利用した場合には、その利用についてさかのぼり違約金を支払わなければならないものとします。

2. 無断で改変し又は増設した設備については、わいわいネットの指定業者により改めて適切な工事を行い、これに要した費用は加入者が負担し、契約等手続きを行った後でなければ利用できないものとします。

#### (加入者の業務違反による停止及び解除)

第 17 条 加入者が利用料金等の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、本契約約款に違反する行為があった場合には、わいわいネットの業務提供の停止及び加入契約の解除ができるものとします。この場合受信設備の撤去及び加入者が所有若しくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧に要する費用は、加入者負担とするものとします。

2. 前項により加入契約が解約された場合、加入金、諸手数料、工事費等は一切返却しないものとします。

#### (加入契約の解約)

第 18 条 加入者が加入契約を解約しようとする場合には、解約を希望する 1 ヶ月前までにわいわいネットにその旨を申し出るものとします。

2. 解約の場合、加入契約料の払戻しはいたしません。
3. わいわいネットが貸与している保安器又は V-ONU は、解約時に返却するものとします。ただし、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有す

る敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用を負担するものとします。

#### (約款の変更)

第 19 条 この約款は、総務大臣に届け出たうえで変更することがあります。

#### (約款に定めのない事項等)

第 20 条 この約款に定めのない事項あるいは疑義が生じた場合は、わいわいネットと加入者は、互いに誠意をもって協議し、解決に当たるものとします。

附 則

1. この約款は令和 8 年 4 月 1 日より施行します。

奥州市江刺大通り 1 番 2 号  
わいわいネット株式会社

別表

(利用料金表)

ケーブルテレビ利用料金

月額利用料金	1,210 円(消費税込) うち消費税額 110 円
--------	----------------------------